仙台市分譲マンション管理相談員派遣事業

組合運営の改善や**維持向上**を行おうとするマンションに、
相談員を派遣します!!

マンション管理相談員が相談に乗ります。

申込みの前には、事前相談が必要です。
※相談員は、個々のマンションの調査等は行いません。
※派遣には条件がありますので、お申し込みをされる前に、
下記の問い合わせ先又は派遣団体までご確認ください。

派遣料は無料です



管理計画に認定に向けて、管理状況の改善をしたい

長期修繕計画は、どうやって作るの？

管理組合の運営を見直したい

管理費と修繕積立金が一緒になっているので、分けたいのだが・・・

修繕積立金の滞納が心配・・・

積立額が少ないから、修繕積立金を何とかしなくては・・・

管理規約を見直したいけど、何をどうすればいいのかわからない・・・

大規模修繕工事の進め方がわからなくて、不安。。。

等

下記のいずれかの団体から相談員が派遣されます。

（一社）宮城県マンション管理士会
NPO法人東北マンション管理組合連合会
（一社）宮城県建築士事務所協会

＝チェックリスト1＝

記　載　例

（このチェックリストは、申込書と一緒に毎回提出してください。）

派遣項目

① 申込みするマンションについて、「分譲マンションにおける管理等の状況」に該当するものがある場合、同じ行の【チェック欄】に　〇印　をつけて下さい。

② 本制度による2回目以降の申込みの場合、**前回申込みで〇印をつけた項目にも〇印をつけて下さい。**
なお、平成 28 年以前に「仙台市分譲マンション管理相談員派遣事業」を受けている回数も含みます。

申込みが可能な回数の算出

① 〇印をつけた「チェック」欄と同じ行に記載のある「標準派遣回数」を合算し、回数の合計を「標準派遣回数計」欄に記入して下さい。

② 「標準派遣回数計」と「派遣の上限回数」を比較して、数が小さい方の数字を「限度回数」に記載して下さい。

③ 前回までにこの制度で、派遣を受けている場合は、その派遣回数を引いた回数が、申込みが可能な回数になります。

◆今回の派遣は　No.　5　の　3　回目です。◆

No.	分譲マンションにおける管理等の状況（申込み時点）	チェック	標準派遣回数	これまでの派遣年月日
1	管理組合がない		5回	
2	直近2年以内に開催された管理組合総会において議事録を作成していない		1回	
3	管理組合の組合員名簿がない		1回	
4	直近2年以内に、管理組合の総会または理事会を開催していない		3回	
5	管理規約がない、または一度も改正したことがない	〇	3回	R7.5.29・R7.6.30
6	修繕積立金の徴収月額が「修繕積立金ガイドライン」に示される目安下限値以下である	〇	3回	
7	管理費または修繕積立金が徴収されていない		5回	
8	徴収している管理費・修繕積立金の区分経理がされていない	〇	1回	R6.2.2
9	管理委託契約の契約書がない（管理事務を委託している場合）		1回	
10	大規模修繕を実施していない（築年数20年以上）	〇	5回	
11	長期修繕計画がない	〇	5回	

これまでに派遣を受けた日付を記入してください

派遣の上限回数：15回　⇔（比較）　**標準派遣回数計：17**

これまでの派遣回数の合計を記入

比較して数が小さい方を記入

限度回数【15回】 − **これまでにこの制度による派遣を受けている回数（チェックリスト2による派遣を除く）【3回】※1** ＝ **申込みが可能な派遣回数【12回】**

※1　平成 28 年以前に「仙台市分譲マンション管理相談員派遣事業」による派遣を受けている場合、その派遣回数を含みます。また、チェックリスト2による派遣は除きます。回数及びこれまでの派遣日等については、事前打合せ時に確認いたします

＝チェックリスト2＝

記　載　例

（このチェックリストは、申込書と一緒に毎回提出してください。）

① 「派遣を希望する項目」を選び、同じ行の【チェック欄】に　〇印　をつけて下さい。
② 「チェック」欄に〇印のある同じ行の「派遣回数」の合計を「派遣回数の合計」欄に記入して下さい。**前回申込みで〇印をつけた項目にも〇印をつけて下さい。**
③ チェックリスト2による派遣を受けたことがある場合は、**これまでの派遣年月日を記載**して下さい。

◆今回の派遣は No.　2　の　2　回目です。◆

No.	派遣を希望する項目	チェック	派遣回数	これまでの派遣年月日 ※1、※2
1	修繕積立金の徴収額を増額したい		3回	
2	管理規約を改正したい	〇	2回	R7.6.28
3	大規模修繕工事を実施したい		3回	
4	長期修繕計画の見直しをしたい		4回	
5	修繕積立金等の滞納に関する相談をしたい		1回	
6	名簿等の作成に関する相談をしたい	〇	1回	R6.2.21
7	その他の相談をしたい		1回	

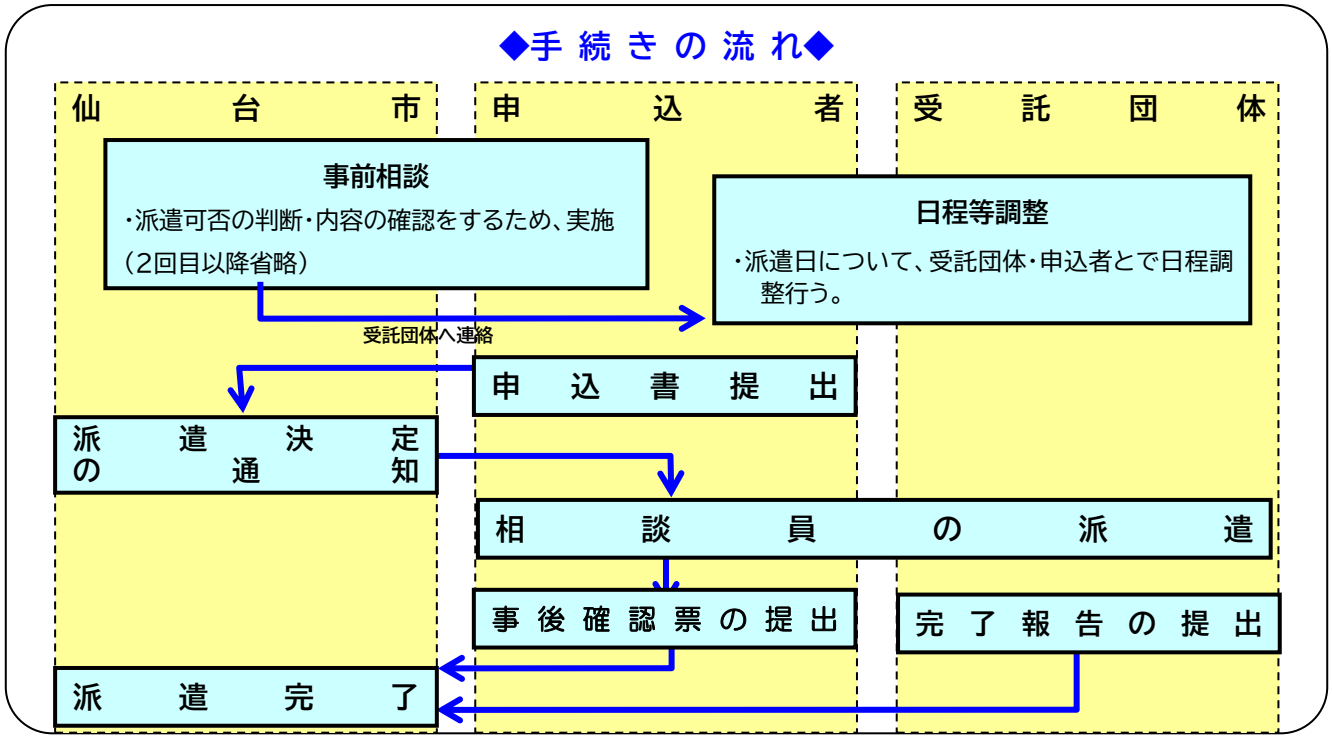
これまでに派遣を受けた日付を記入してください

派遣回数の合計：　3　回

※1　これまでに受けた派遣項目番号別の派遣日については、事前打合せにて確認いたします。

※2　同一の派遣項目番号による派遣回数が満了した場合は，直近の派遣日（同一の派遣項目番号による派遣に限る。）から，2年を経過した日以降、新たに申込みを行うことができます。ただし，マンション標準管理規約（国土交通省）が改正された場合は派遣項目番号2のみ2年に満たなくても申込みできます。

※3　年度当たりの派遣回数は、5回　までです。



◆事業についてのQ&A◆



Q(質問)	A(回答)
Q1 チェックリストが2種類ありますが、どちらで申込みをしたらよいですか？	先ずは、チェックリスト1をご覧いただき、該当する項目がないか確認してください。該当項目が無い場合は、チェックリスト2による申込みを行っていただきます。
Q2 申込みは誰が出来ますか？	管理組合が申込みます。 ただし、チェックリスト1による申込みを行う場合で、下記に該当するときは、2名以上の区分所有者が連名で申込みできます。 ・管理組合が存在しないとき ・総会又は理事会を直近2年以内に開催していないとき
Q3 派遣の回数に制限はありますか？	利用するチェックリストによって、派遣回数が異なります。
Q4 マンション内に集会所がないのですが、派遣してもらえますか？	マンション外の場所でも派遣いたします。担当する相談員と打合せを行っていただきます。 ※会場費が発生する場合は、申込者側で負担していただきます。
Q5 派遣の費用は、かかりますか？	管理組合の費用負担はありません。
Q6 いつでも申込みができますか？	申込期間は、5月中旬頃から2月中旬です。仙台市ホームページでご確認いただくか、住宅政策課にお問合せください。
Q7 申込書はどこで入手できますか？	仙台市ホームページにて入手できますが、新規の申込前に、派遣の条件等の確認のため、打合せが必要となりますので、住宅政策課までご連絡頂きますよう、お願いいたします。(派遣ごとに、毎回ご提出いただきます。)
Q8 派遣された相談員にマンションの管理規約を作ってもらえますか？	相談員の業務は、相談に対する回答、助言、情報提供、事例紹介などです。管理規約作成などの実務は、マンション管理組合で行っていただきます。

【問合せ先】
仙台市都市整備局 住宅政策課 居住推進係
〒980-0802
仙台市青葉区二日町12-34 二日町第五仮庁舎9階(オンワード樫山仙台ビル)
【Tel】022-214-8306 【E-mail】 mansion_kanri@city.sendai.jp

【ホームページはこちら】

(発行:2026年6月)